

## 鞍手町立小学校建設事業発注者支援業務プロポーザルについての質問に対する回答

番号	質問内容	回答
1	実施要項 P3 第3. 募集要領 3 (7) ① コストマネジメントに関する実績は査定業務のみにて受注した業務実績と 考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	実施要項 P7 第4. プロポーザルの手続 6 (1) ウ プレゼンテーションの説明に際して、技術提案書及び技術提案の切り出し表 示や赤枠囲み等の協調表示といった記載内容の変更を伴わない表示加工は ご了承いただくと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。
3	実施要項 P9 第5. 契約・その他 2 (1) 「業務提案書等を公表することがある。」と記載されておりますが、企業特 有の技術情報やマネジメント手法などの開示は協議をさせていただき、非表 示など開示の制限が可能と考える宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。
4	評価要領 P1 2 評価方法及び受託候補者の選定 (3) 選考委員の構成をご教示いただけますでしょうか。(例. 教育委員会 課長、 教員 2 名など)	選考委員会の委員構成は以下の 5 名 教育課長、総務課長、都市整備課長、管財課長、管財課公共施設係長
5	実施要項 P2 第3. 募集要領 2 スケジュール 参加表明書及び提案書提出期限までの期間内で、現地確認を実施させていた だくことは可能でしょうか。また、可能な場合、現地確認の為の手続き等 をご教示ください。	希望する者は、令和 5 年 10 月 12 日 (木) 17 時までに、実施要項 P4 第 4 (3) に記載の提出先へ次の①②を記載したもの (任意様式) を送信し、開 庁時間内に電話で着信確認すること。なお、現地確認日以外の町内小中学校 の敷地内への入場は認めない。 ①参加者の名簿 (所属・氏名・人数がわかるもの) ②10 月 16 日 (月) ~10 月 20 日 (金) の間で現地確認を希望する日時 ※ 希望者が複数いる場合は、連絡が早い者の希望を優先する。

6	<p>実施要項P3 第3. 募集要領 3 (7) ①          コストマネジメント業務のうち、土木工事に関する案件を5件以上とする旨の記載がありますが、土木工事に関するコストマネジメント業務の実績がない場合は、本プロポーザルには参加できないということになりますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
7	<p>実施要項P3 第3. 募集要領3 (7) ①          土木工事に関するコストマネジメント業務の実績がなくても参加可能な場合、土木工事に関するコストマネジメント業務の実績が5件ない場合は、評価は下がるということでしょうか。</p>	<p>番号「6」の回答のとおり。</p>
8	<p>実施要項P2 第3. 募集要領 3参加資格要件          公平性の観点から、鞍手町立小学校統合基本計画策定支援業務の受託者およびその関連企業等は、本プロポーザルに参加できないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>鞍手町立小学校統合基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要項により、当該業務の受注者及びその関連企業は、鞍手町立小学校統合基本計画に基づき実施する工事の受注者となることが出来ないこと、併せて、鞍手町立小学校統合基本計画に基づき実施する基本設計及び実施設計業務の受注候補者から排除されないことを規定している。          発注者支援業務に関する規定はないが、基本設計及び実施設計業務と同様、本プロポーザルへの参加を妨げない。</p>
9	<p>実施要項P2 第3. 募集要領 3参加資格要件          公平性の観点から、貴町と連携協定を締結している企業は、本プロポーザルに参加できないという理解でよろしいでしょうか。          また、貴町と連携協定を締結している企業は本プロポーザルの評価に関与していないと理解してよろしいでしょうか。(本プロポーザル参加者の知見・ノウハウの流出防止の観点からお伺いしています。)</p>	<p>当町が多様な企業と締結する連携協定は、地域の活性化・防災など、それぞれ目的をもって締結するものであるが、それらと本業務が直接的に関連するものではないため、当町と連携協定を締結している企業が本公募型プロポーザルへ参加することは制限しない。          なお、本プロポーザルの評価は、鞍手町立小学校建設事業発注者支援業務プロポーザル評価要領により、事務局及び鞍手町立小学校建設事業発注者支援業務委託事業者選考委員会において行うものであり、いかなる企業であっても評価には関与しない。</p>
10	<p>実施要項P8 第4. プロポーザルの手続 6 (1) ア          参加者が本業務を遂行するにあたり必要と考えて追加で配置する担当者は、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席は可能でしょうか。</p>	<p>提出様式5-1~7に記載された者以外は、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席を認めない。</p>

11	実施要項P7 第4. プロポーザルの手続 6 (1) プレゼンテーション時における席配置 (プロジェクター、スクリーンの位置等も含めて) を教えていただけますでしょうか。	別紙「プレゼンテーション会場図」のとおり。
12	実施要項P8 第4. プロポーザルの手続 6 (2) ア 各委員の所属部署および役職をご教示いただけますでしょうか。	番号「4」の回答のとおり。